

# 考えてみよう 身近な水道のコト



6月1日(水)～6月7日(火)は「第58回水道週間」です。この機会に私たちに身近な水道について考えてみませんか。

水道は、私たちの生活を支える重要な役割を担っています。身近な水道について理解と関心を深めましょう。

## 家庭でできる 漏水チェック

漏水を原因とする水道料金や修理に掛かった費用は利用者の負担になります。早期発見のため、月に1回は確認をしましょう。

### チェック方法

- ①蛇口を全部閉めて水が流れていない状態にする。
- ②メーターボックスのフタを開け、パイロットを確認する。



パイロットが少しでも回っていたら要注意

③パイロットが停止していれば漏水はしていません。回転している場合は漏水の可能性があり。早めに調査と修理を依頼しましょう。※集合住宅に住んでいる人は、家主さんに連絡をしてください。

## キャラクター名を募集

平成29年に八匠水道企業団は給水開始40周年を迎えます。これを記念して Mascot キャラクターを作成しました。そこで、このキャラクターの名称を募集します。



マスコットキャラクターのモチーフは「配水池」

募集期間：6月30日(木)まで(必着)  
応募資格：匠瑳市および横芝

光町(光地区)に在住、在勤  
在学の人

応募方法：①キャラクターの名称②住所③氏名(フリガナ)④性別⑤年齢⑥電話番号を記載して、郵送、持参、ファックス、メールのいずれかの方法で応募してください(書式は問わず、1人1点まで)。

選考と発表：審査の上、名称1点を決定。採用された名前は、同企業団の広報誌およびホームページで発表し、採用者には記念品を贈呈します。

応募先：八匠水道企業団総務班 (〒289-2104 匠瑳市生尾10番地) FAX 73-4774、[sounnu@hasso-df.nopins](mailto:sounnu@hasso-df.nopins)

## 八匠水道企業団職員を募集します

### ◆採用職種/人数

技術職(土木)上級/1人程度

### ◆受験資格

- ①昭和61年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人(学歴不問)
- ②平成7年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した人(29年3月までに卒業見込みを含む)

### ◆申し込み

受験案内と申込用紙は同企業団に備え付けです。郵送希望の人は下記へ連絡してください。

申込用紙に必要事項を記入の上、6月17日(金)までに持参または簡易書留で「採用試験申込」と朱書きし郵送してください(消印有効)。

### ◆第1次試験

試験日…7月24日(日) 会場…銚子市保健福祉センター ※第1次試験の結果は8月中旬までに合否にかかわらず本人に通知し、合格者は第2次試験を実施します。

※このページに関する問い合わせは八匠水道企業団 ☎73-3171へ

# 税 制度の改正点をお知らせします

平成28年度(27年分所得)の市・県民税が課税される人に納税通知書(税額決定通知書)を6月中旬に送付します。これに伴い、28年度から適用される税の主な改正点をお知らせします。

## ■「ふるさと納税」制度による寄附金税額控除の拡充

### ①特例控除限度額の引き上げ

ふるさと納税の特例控除額の上限(特例控除限度額)が、市・県民税の所得割額(調整控除後の所得割)の10%から20%に引き上げられました。

### ②所得税の税率引き上げに伴う算定方法の改正

平成27年分以後の所得税の最高税率が引き上げられたことに伴い、課税所得金額が4千万円超える場合は、28年度以後のふるさと納税の特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率が45%となりました。

### ③「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

確定申告の必要のない給与所得者などがふるさと納税を行なう場合、確定申告をしなくてもふるさと納税の寄附金税額控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

この制度では、所得税の控除相当額が「申告特例控除」として、市・県民税の所得割から税額控除されます。適用を受けるためには、寄附先の自治体数が5団体以内で、納税を行なうときに各自自治体へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出する必要があります

(27年4月1日以降の納税分からが対象)。

## ■給与所得者に係る市・県民税の特別徴収

県と市町村では、28年度からの給与所得者の市・県民税について、給与支払者(事業主)に特別徴収(給与からの天引き)による納付を徹底する取り組みを行っています。昨年度まで普通徴収(納付書または口座振替)で納付していた給与所得者は、一部の人を除き、28年度以降、原則特別徴収へと変更されます。市から事業主を経由して届く通知書を確認してください。

## 一 税務署から「国外転出時課税制度」のお知らせ 一

平成27年7月以後に国外転出(国内に住所および居所を有しないこと)をする一定の居住者(原則として国外転出をする日前10年以内において国内に5年を超えて住所または居所を有している人)が1億円以上の有価証券などを所有などしている場合には、その対象資産の含み益に所得税および復興特別所得税が課税されます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。銚子税務署資産課税部門(☎0479-22-1691)へお問い合わせください。

納め忘れはありませんか？

## 税金は暮らしを支える財源です

皆さんに納めていただく税金は、福祉・教育・道路整備など本市の事業を進める上で大切な財源です。滞納すると市が実施する事業への入札参加や補助金の受給などの行政サービスが制限されることがあります。

市では収入や財産があるにもかかわらず督促・催告に応じない滞納者に対し、滞納処分を取り組みを強化します。

◆平成27年度の滞納処分の実績◆  
差し押さえ：計46件  
不動産公売：計9件(売却総額は688万1784円)

◆財産差し押さえまでの流れ◆  
①督促状の発送  
納期限経過後、「督促状」を発送。発送後も納付がない場合は、「催告書」や電話などで催告を実施。

②財産調査  
勤務先や金融機関などへの財産調査を実施(この場合、本人の承諾は不要)。

③財産の差押  
各調査で財産が発見された場合は差し押さえを実施。差し押さえられた財産は使用が制限されます。また、不動産は、差押処分を受けたことが登記簿に記載され、市で公売を行うことが可能になります。

◆公売財産および公売場所◆  
公売財産：市内の山林・原野など  
場所：匝瑳市役所

◆困ったらずは相談を◆  
災害や病気、失業などのやむを得ない事情で、期限内の納付が困難な場合は市役所税務課へ相談してください。

④換価処分  
差し押さえた債権を取り立てや不動産公売により市税などへ充当。

◆通常時間外の納税相談窓口◆  
日曜納付窓口：毎週日曜日9時～12時  
夜間納付窓口：毎月25日17時30分～20時 ※25日が土・日曜日、祝日の場合は、次の平日に行います。

▼公売を実施します▼  
差し押さえた財産の公売を7月上旬に予定しています。公売財産の詳細については記載した「公売のしおり」は6月中旬から確認できます。また、市ホームページ上の「公売情報」もご覧ください。入札に参加を希望する人は下記へお問い合わせください。

※このページに関する問い合わせは税務課☎73-0087へ